

# 非常変災時の臨時休業等について

◆**気象警報** …「**泉佐野市**」に「**暴風警報**」または「**大雨警報**」が発令された場合

## ◎**児童、生徒が登校する前について**

午前 7:00 現在 発令中の場合



自宅待機

午前 9:00 現在 発令中の場合



臨時休業

・当日の学校給食の献立は翌日に、翌日の献立は翌々日に繰り越し、翌々日の献立は取り止めとします。但し、繰り越した日が土・日・祝日の場合は当該日を取り止めとし、翌平日は通常どおりの献立となります。

※学校給食が中止になった場合、給食費の返金対象になりません。

午前 9:00 までに「解除された」場合



通常授業を実施

- ・始業を遅らせる場合があります。
- ・給食を実施します。（開始が遅れる場合があります。）

※警報が出るかどうかややこしい場合も、給食開始が遅れることがあります。

- ◇警報発令の有無にかかわらず、災害発生や交通遮断等による臨時休業を行う場合があります。
- ◇台風が通過し天候が回復した後も、土砂災害や浸水害等の危険性により2日以上大雨警報が継続している場合、平常の授業（平常どおりに始業）を実施することがあります。

## ◎**在校中（児童、生徒が登校した後）について**

台風の接近に伴い発令された（今後状況が悪化する）場合



一斉下校

- ・児童、生徒の安全に配慮し、一斉下校します。
- ・午前 10時30分以降に発令された場合、学校給食実施後一斉下校します。
- ・午後 2時30分までに発令された場合、留守家庭児童会は休会となります。

※学校給食が中止になった場合、給食費の返金対象になりません。

台風の接近がなく発令された（一時的・局地的な）場合



通常授業を実施

- ・児童、生徒の安全に配慮し、天候等の状況により下校について決定します。
- ・学校給食は実施します。
- ・留守家庭児童会は開設します。

- ◇台風の接近がなく発令された（一時的・局地的）場合は、通常授業を実施しますが、局地的集中豪雨等で地域的に危険性が高いと考えられる場合、一斉下校を実施することがあります。

## 非常変災時の臨時休業等について

◆**地震発生** …「**泉佐野市**」に「**震度5弱以上**」が観測された場合

在宅時・登校前



臨時休業

登下校途中



- ①まず、安全な場所に一時避難
- ②もし、津波警報が出ていたら高い場所へ避難
- ③ ②でなければ、自宅か学校、近い方に行く

在校中



授業を中止 安全な場所へ避難

- ・学校待機後、児童・生徒の安全に配慮し一斉下校します。
- ・状況によっては保護者等のお迎えを待ちます（保護者確認の上、帰宅させます）。

「翌日以降」は、連絡のないかぎり「臨時休業」となります。

◆**Jアラート** …「**大阪府**」に「**ミサイル発射情報**」が発信された場合

登校前



自宅待機

登下校途中



- ①まず、安全な場所に一時避難（約10分）
- ②そのあと、自宅か学校、近い方に行く

在校中



授業を中止 安全な場所へ避難

泉佐野市に被害がなかった場合



通常授業を実施

- ・自宅にいる場合は、登校します。
- ・始業を遅らせる場合があります。

万が一、泉佐野市に被害があった場合



臨時休業

- ・学校待機後、児童、生徒の安全に配慮し、一斉下校します。
- ・状況によっては保護者等のお迎えを待ちます（保護者確認の上、帰宅させます）。